

項番	(あ) 公文書の件名	(い) 公開しないこととした部分	(う) 公開しないこととした理由	(え) 実施機関の主張
1	介護保険事業者指定前研修申込書	法人代表者及び管理者の署名並びに携帯電話番号		<p>介護保険事業者指定前研修申請書（以下「本文書1」という。）は、大阪市内において介護保険事業を始めようとする事業者が、介護保険事業者指定申請を行う前に受講する必要がある指定前研修の申込みを実施機関に対し行うためのものであり、当該事業者を運営する法人名称、法人所在地、法人代表者氏名、電話ファックス番号、申込みを行う事業者の担当者氏名、事業種別、事業開始予定年月、開設予定場所、研修受講予定者氏名（役職）及び受講する研修開催日が記載されている。</p> <p>本文書1の「担当者氏名」には法人代表者名が記載されていることから、条例第7条第2号により公開の可否を判断するものとして、また、「研修受講予定者氏名（役職）」には事業所の管理者名が記載されていることから、条例第7条第1号ただし書アに該当するものとして、それぞれ氏名は公開するものと考え、氏名の記載方法が署名であったことから、条例第7条第1号に該当するものとして偽造防止の観点から本件決定を行ったものである。</p> <p>なお、審査請求人に対し署名についての取り扱いについて説明を行うとともに、偽造や転用ができない程度に黒塗りを行った氏名の情報を提供したが、署名であったとしてもすべて公開すべきという主張であった。</p> <p>代表者の携帯電話番号は、個人に関する情報であり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報であることから、条例第7条第1号に該当する。</p> <p>仮に、代表者の携帯電話番号が個人所有の携帯電話番号ではなかった場合においても、当該電話番号は当該申請事業者に関する情報であり、ホームページ等で公開されている事実もないことから、公にすることにより、いたずらや偽計により当該申請事業者の業務に支障を及ぼすなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当する。</p>
2	指定申請予約申込票	代表者の署名、申請担当者の氏名及び携帯電話番号	<p>条例第7条第1号に該当（説明）</p> <p>個人の印影及び署名については、個人に関する情報であって、これを公にすることにより偽造あるいは転用が可能となることから、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p> <p>個人の印影・署名及び法人の印影以外の情報については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p>	<p>指定申請予約申込票（以下「本文書2」という。）は、指定前研修を受講した事業者が指定申請を行うために日時予約を行うためのものであり、申請予約希望日、事業種別、当該事業者を運営する法人名称、法人所在地、法人代表者職氏名、法人電話ファックス番号、申請担当者氏名及び電話番号が記載されている。</p> <p>本文書2の「代表者の氏名」には法人代表者名が記載されていることから、条例第7条第2号により判断するものとして、氏名は公開するものと考え、氏名の記載方法が署名であったことから、条例第7条第1号に該当するものとして偽造防止の観点から本件決定を行ったものである。</p> <p>なお、審査請求人に対し署名についての取り扱いについて説明を行うとともに、偽造や転用ができない程度に黒塗りを行った氏名の情報を提供したが、署名であったとしてもすべて公開すべきという主張であった。</p> <p>また、「申請担当者氏名」には、法人代表者や事業所の管理者ではない職員名が記載されている。</p> <p>指定申請については、介護保険法上の指定事業者としての指定を受け、介護サービス提供の対価として保険給付の支払いを受けるための重要な手続きであるが、その申請手続きについて、法人代表者や管理者就任予定者等に限定しておらず、また、資料に修正の必要がある場合、その場での修正ではなく期間を設定した資料の修正指示を行っていることを考慮すると、この申請担当者は単に事務手続きを行っている職員であり、審査請求人が主張する「代表者に準ずる地位ないし権限の下に職務として行っている」行為とは評価できないものとして、本件決定を行ったものである。</p> <p>申請担当者の携帯電話番号は、個人に関する情報であり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報であることから、条例第7条第1号に該当する。</p> <p>仮に、担当者の連絡先が個人所有の携帯電話番号又は個人の自宅の電話番号ではなかった場合においても、当該電話番号は当該申請事業者に関する情報であり、ホームページ等で公開されている事実もないことから、公にすることにより、いたずらや偽計により当該申請事業者の業務に支障を及ぼすなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当する。</p>
3	窓口予定表	担当者名及び電話番号	<p>条例第7条第2号に該当（説明）</p> <p>法人の印影については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。</p>	<p>窓口予定表（以下「本文書3」という。）は、実施機関が指定申請等の日時予約等の管理を行うために作成したものであり、受付時間、法人名、担当者名、新規申請・変更申請の区分、連絡先、サービス、受け付けた職員、開設予定年月等が記載されている。</p> <p>本文書3の「担当者」は、法人代表者や事業所の管理者ではない職員名である。</p> <p>これについても、本文書2の「申請担当者氏名」の考え方と同様、「代表者に準ずる地位ないし権限の下に職務として行っている」行為とは評価できないものとして、本件決定を行ったものである。</p> <p>担当者の連絡先には、申請事業者の担当者の電話番号が記載されており、これらの情報は個人所有の携帯電話番号又は個人の自宅の電話番号である可能性があることから、個人に関する情報であり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報であることから、条例第7条第1号に該当する。</p> <p>仮に、担当者の連絡先が個人所有の携帯電話番号又は個人の自宅の電話番号ではなかった場合においても、当該電話番号は当該申請事業者に関する情報であり、ホームページ等で公開されている事実もないことから、公にすることにより、いたずらや偽計により当該申請事業者の業務に支障を及ぼすなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号に該当する。</p>
4	来庁受付簿	担当者の署名及び受付担当者の署名		<p>来庁受付簿（以下「本文書4」という。）は、指定申請等のために実施機関を訪れた事業者の受付記録を行うためのものであり、来庁年月日、法人名、事業所名、法人の担当者の氏名、来庁時間、来庁目的及び受付を行った実施機関の担当者の署名が記載されている。</p> <p>担当者の氏名は、法人代表者や事業所の管理者ではない職員名であることから、個人に関する情報であり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報であることから、条例第7条第1号に該当する。</p> <p>なお、本文書2の「申請担当者氏名」の考え方と同様、担当者の氏名については、「代表者に準ずる地位ないし権限の下に職務として行っている」行為とは評価できないものとして、本件決定を行ったものである。</p> <p>受付担当者の署名には実施機関の職員名が記載されていることから、条例第7条第1号ただし書ウに該当するものとして、氏名は公開するものと考え、記載方法が署名であり、公にすることにより偽造又は転用が可能となり、個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例第7条第1号に該当する。</p>
5	指定（開設許可）申請書	代表者の生年月日及び郵便番号・住所・電話番号		<p>指定（開設許可）申請書（以下「本文書5」という。）は、大阪市内において介護保険事業を始めようとする事業者が、介護保険事業者指定申請を行うための申請書であり、申請者の主たる事務所の所在地、名称及び連絡先（電話番号・FAX番号）、代表者の職氏名、生年月日、住所及び自宅電話番号、指定を受けようとする事業所・施設の種類の種類等が記載されている。</p> <p>代表者の生年月日及び自宅電話番号は、個人に関する情報であり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報であることから、条例第7条第1号に該当する。</p>

項番	(あ) 公文書の件名	(い) 公開しないこととした部分	(う) 公開しないこととした理由	(え) 実施機関の主張
6	定款	法人の印影、発起人の住所、氏名及び印影、公証人の署名及び印影	条例第7条第1号に該当 (説明) 個人の印影及び署名については、個人に関する情報であって、これを公にすることにより偽造あるいは転用が可能となることから、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。	定款(以下「 本件文書6 」という。)は、大阪市内において介護保険事業を始めようとする事業者が、介護保険事業者指定申請を行う際に申請書に添付する付属資料である。 法人の印影は、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第2号に該当する。 発起人の住所、氏名及び印影は、個人に関する情報であり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報であることから、条例第7条第1号に該当する。 公証人の署名及び印影は、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第2号に該当する。
7	事業者の指定に係る記載事項	管理者の生年月日及び郵便番号・住所・電話番号	個人の印影・署名及び法人の印影以外の情報については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。	事業者の指定に係る記載事項(以下「 本件文書7 」という。)は、大阪市内において介護保険事業を始めようとする事業者が、介護保険事業者指定申請を行う際に申請書に添付する付属資料であり、事業者の名称、所在地、電話番号及びFAX番号、管理者の氏名、生年月日、郵便番号、住所及び自宅電話番号、従業員数、営業日、営業時間等が記載されている。 管理者の生年月日及び郵便番号・住所・自宅電話番号は、個人に関する情報であり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報であることから、条例第7条第1号に該当する。
8	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	従業員の氏名	条例第7条第2号に該当 (説明) 法人の印影については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(以下「 本件文書8 」という。)は、大阪市内において介護保険事業を始めようとする事業者が、介護保険事業者指定申請を行う際に申請書に添付する付属資料であり、管理者並びに従業員の氏名及び勤務予定時間等が記載されている。 従業員の氏名は、法人代表者や事業所の管理者ではない職員名であることから、個人に関する情報であり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報であることから、条例第7条第1号に該当する。 なお、本件文書2の「申請担当者氏名」の考え方と同様、従業員の氏名については、「代表者に準ずる地位ないし権限の下に職務として行っている」行為とは評価できないものとして、本件決定を行ったものである。
9	組織体制図	従業員の氏名	条例第7条第2号に該当 (説明) 法人の印影については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。	組織体制図(以下「 本件文書9 」という)は、大阪市内において介護保険事業を始めようとする事業者が、介護保険事業者指定申請を行う際に申請書に添付する付属資料であり、代表者の氏名、管理者の氏名、従業員の氏名等が記載されている。 従業員の氏名は、法人代表者や事業所の管理者ではない職員名であることから、個人に関する情報であり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報であることから、条例第7条第1号に該当する。 なお、本件文書2の「申請担当者氏名」の考え方と同様、従業員の氏名については、「代表者に準ずる地位ないし権限の下に職務として行っている」行為とは評価できないものとして、本件決定を行ったものである。
10	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	苦情相談担当者の氏名		利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(以下「 本件文書10 」という。)は、大阪市内において介護保険事業を始めようとする事業者が、介護保険事業者指定申請を行う際に申請書に添付する付属資料であり、管理者の氏名、苦情相談担当者の氏名、苦情相談の連絡先及び対応時間等が記載されている。 苦情相談担当者の氏名は、法人代表者や事業所の管理者ではない職員名であることから、個人に関する情報であり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報であることから、条例第7条第1号に該当する。 なお、本件文書2の「申請担当者氏名」の考え方と同様、苦情相談担当者の氏名については、いずれも、「代表者に準ずる地位ないし権限の下に職務として行っている」行為とは評価できないものとして、本件決定を行ったものである。